

別表第1（第4条関係）

体外受精及び顕微授精の補助対象範囲

治療内容	治療計画作成	採卵まで			採精（夫）	（前培養、 受精 （顕微授精） 及び培養）	胚移植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認
		（自然周期で行う場合あり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合あり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合あり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日
A 新鮮胚移植を実施	○	○	○	○	○	○	○	○					○
B 新鮮胚移植を実施（注1）	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施（注2）	○									○	○	○	○
D 採卵後に体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	○	○	○	○	○	○			○				
E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止	○	○	○	○	○	○							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	○	○	○	○	○								

（注1）B：採卵及び受精後、1周期ないし3周期程度の間隔を開けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

（注2）C：胚移植前に体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合を除く。